

上位合格して気づいた  
誰も教えてくれなかった本当の合格答案術

成功の秘訣は、あたりまえのことを、  
特別上手にすることだ。

ジョン・ロックフェラー

## はじめに 本講義のコンセプト

- ・この講義は、論文で点数が全然取れなくて悩んでいる人や論文の書き方が分からず悩んでいる人を対象に、合格答案術を伝えることで、短期間で司法試験の合格確率を高めることを目的とした講座です。
- ・令和3年の司法試験の合格率は対受験者数でみて42%(短答合格者の内53%)です。仮に上位42%以内の答案を書ければ合格できると単純化して考えると、採点実感がいうところの「一応の水準」で合格します。合格に本当に必要なことは実は基本的なところにある。この講義を通して、実感してもらいたいと思っています。

	優秀	良好	一応の水準	不良
点数	100-75	74-58	57-42	41-0
割合	5%	25%	40%	30%

※ 「司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」 <https://www.moj.go.jp/content/001179275.pdf>

# はじめに 本講義のコンセプト

- ・上位合格して初めて気づいた「本当に大切なこと」に絞ってお伝えします。私なりの実践的な答案術をお伝えしたいと思っています。
- ・この講義は、法律知識を伝えることを主たる目的としていません。自学自習が基本と考えているからです。思考プロセスを共有したいと思っています。
- ・この講座は、司法試験の過去問を題材として多く取り扱っております。この問題が解けなければ合格はないからです。超難問揃いで理解に苦しむことも多いと思いますが、私なりの親切心ですのでご理解ください。
- ・この講義終了後は、積極的に論文問題に各自取り組み、必要な知識を身につけて合格してもらえればと思います。応援しております。

# 目次

第1:憲法

第2:民法

第3:刑法

第4:商法

第5:民事訴訟法

第6:刑事訴訟法

第7:行政法

總復習

# 憲法

# 1 憲法

(1)憲法のお勧めの学び方

(2)10秒で完成！合格答案術

(3)司法試験の問題に挑戦

ア 平成29年司法試験問題(改題)解説

イ 参考答案例と添削

ウ 法律知識0で目指すべき答案例

(4)憲法の書き方の解説

補講1 答案構成は問題文から決めよう

補講2 法律文書の基本

# 憲法のお勧めの学び方

- ① 憲法答案の書き方を理解する(合格答案の必要条件)  
⇒この講座で基本を習得しよう！



- ② 可能な範囲で知識を増やす(加点)
- ・憲法答案の着眼点を増やす
  - ・憲法の使える判例・学説を増やす



# 1 憲法

(1)憲法のお勧めの学び方

(2)10秒で完成！合格答案術

(3)司法試験の問題に挑戦

ア 平成29年司法試験問題(改題)解説

イ 参考答案例と添削

ウ 法律知識0で目指すべき答案例

(4)憲法の書き方の解説

補講1 答案構成は問題文から決めよう

補講2 法律文書の基本

# 10秒で完成！憲法答案の型※

- 冒頭** 本件法律は、○○の自由(以下本件自由)を制約するものであり、憲法○条に反し違憲であると主張する。
- 1 保護範囲** 1. 本件自由は憲法○条で保障される。
- 2 制約(侵害)** 2. そして、本件法律により、本件自由が制約されているといえる。
- 3 正当化** 3. (1)本件自由は重要な権利である。また本件法律による制限は強力といえる。そこで、その合憲性は厳格な合理性の基準、すなわち立法目的が重要で、手段との間に実質的な関連性があるといえなければ違憲と考える。
- 1) 違憲審査基準定立** (2)本件法律の目的は、重要とはいえない。また仮に目的が重要だとしても、本件法律との間に実質的関連性が認められない。
- (2) あてはめ**
- (3) 結論** (3)本件法律は違憲である。

**★やることは○○の自由と憲法○条を埋めるだけ！**

※ 憲法の保障する権利・自由に対して国家が制限を加える場合(防御権)を想定した簡易的な答案の型。

# 1 憲法

(1)憲法のお勧めの学び方

(2)10秒で完成！合格答案術

(3)司法試験の問題に挑戦

ア 平成29年司法試験問題(改題)解説

イ 参考答案例と添削

ウ 法律知識0で目指すべき答案例

(4)憲法の書き方の解説

補講1 答案構成は問題文から決めよう

補講2 法律文書の基本

## 平成29年司法試験憲法(改題)問題

2000年、少子高齢化に伴い日本の労働力不足が深刻化していた。政府は、労働力不足を解消するため、**外国人労働者を受け入れるための新制度を創設**することとした。もともと、新制度の策定過程において、**野党・与党**から欧米諸国で移民を大規模に受け入れた結果として社会的・政治的な軋轢が生じた経験を参照した慎重論が強く主張されたため、**日本への長期にわたる定住を認めない**こととする法律とし、**妊娠・出産を禁止**とし、当該事実が認められた場合、**強制出国**させることなどが法定された。

⇒あなたが、**妊娠出産を理由として強制出国させられた外国人の弁護士の場合** どのような憲法上の主張を行うか述べてよ

## 問題の所在

妊娠・出産を禁止した本件法律は憲法に違反しないか？

### ①問題となっている権利・自由と条文を特定

⇒Xの妊娠出産する自由が問題

⇒条文は、憲法13条後段

- 憲法13条:すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### ②答案の型にはめこみ

# ＜参考答案例＞

- 冒頭** 本件法律は、Xの妊娠・出産の自由(以下本件自由)を制約するものであり、憲法13条後段に反し違憲であると主張する。
- 1 保護範囲** 1. 本件自由は憲法13条後段で保障される。
- 2 制約(侵害)** 2. そして、本件法律により、本件自由が制約されているといえる。
- 3 正当化** 3. (1)本件自由は重要な権利である。また本件法律による制限は強力といえる。そこで、その合憲性は厳格な合理性の基準、すなわち立法目的が重要で、手段との間に実質的な関連性があるといえなければ違憲と考える。
- 1) 違憲審査基準定立** (2)本件法律の目的は、重要とはいえない。また仮に目的が重要だとしても、本件法律との間に実質的関連性が認められない。
- (2) あてはめ**
- (3) 結論** (3)本件法律は違憲である。

★とりあえず形に！

残念だけど合格には届かない。何が問題か？



**具体性**を欠くことが問題！！